

伝統を守る ④5

しめ飾り作り

■内山 保さん(64歳・御所)

日本人は、古来より新年にしめ縄を門戸や神棚などに張って、禍神が家の中に入らないように祈念してきました。

内山さんはしめ飾りを作り続けて約三十年のベテラン。ゴボウ、ダイコン、カブ、竹の子、腕、杓子、宝子、大黒といった形にわらを丁寧しんじんに捻ねり上げていきま

す。材料は早刈りした稲(わら)と夏場

湿地帯に自生するスゲ・クゴの多年草。

これらを天日で乾かし、十一月から十二月にかけてしめ飾りを作ります。このあ

と、うらじろ、みかん、紅白の切り下げ

をつけて完成しますが、「上田のしめはいちばんりっぱだ。今でも上山田や松本、群馬あたりから買いに来る」と内山さん。

現在作り手は市内で五、六人となり、後継者もなく、減るだけだとか。最後に「年してくると捻りが弱くなってくる」と寡黙な内山さんがこう語ってくれました。

十二月二十八日には、上田商工会議所の横にしめ飾りを売る露店がならび、通りは新年を迎える緊張感が漂います。

ねじ
わら捻る手に
「飾り」多彩



公的な土地評価の均衡化・適正化を図るのがねらいです

正しい「評価」と むりない負担を

来年度固定資産税の評価替え

資産税課(内線1292~1294)

Q1 来年度は固定資産税の「評価替え」が行われるそうですが、固定資産税について教えてください。

A1 固定資産税とは、毎年一月一日現在、土地、家屋、償却資産を所有している人に、その資産価値に応じて納めていただく税金です。上田市の平成四年度市税収入の税目別割合(グラフ)を見ると、市税総額約百六十六億円のうち固定資産税が約六十五億円と四割近くを占め、市民税とともに、市が行うさまざまな行政サービスの重要な財源です。

土地と家屋については、三年ごとに評価替えが行われ、平成六年度はこの評価替えの年に当たります。

Q2 平成六年度の評価替えは、どのように行われるのでしょうか。

A2 土地の価格には、公的なものだけでも、①地価公示価格(国土庁)、②相続税評価額(国税局)、③固定資産税評価額(市町村)があり、各評価額の間には差がありました。そこで平成元年に「土地基本法」が制定され、公的な土地評価の均衡化、適正化を図ることになりました。

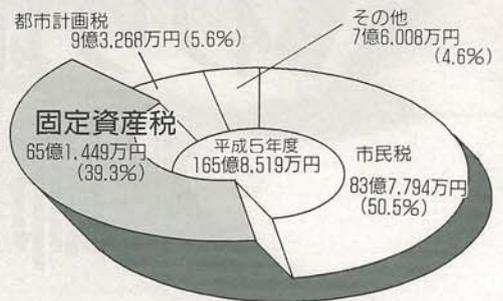
これを受けて平成六年度の評価替えでは、全国的に土地(宅地)の評価は「地価公示価格の七割程度」を目標に行われることになりました。なお評価にあたっては、地価

公示価格、地価調査価格に加え、不動産鑑定士による鑑定評価価格も活用することになっていきます。

Q3 評価替えに伴って、税の負担はどのようになるのですか。

A3 評価替えの結果、評価額の増減が目撃されます。大幅な上昇が見込まれます。しかし、今回の評価替えは、基本的に評価の均衡化と適正化を図ることが目的で、増税をしようとするものではありません。このため納税者の税負担については、急激な税負担の増加を抑えるための調整措置がとられます。(三ページ上段を参照)

■市税に占める固定資産税の割合



市の動き

～11月～



- 1日 第3次総合計画策定に向けての市民広聴会(農業関係者対象)
- 2日 上田市交通運輸対策会議
- 5日 市民と市長の日 第2回上田映像祭(～13日、文化センター)
上田市戦没者追悼式・遺族大会(文化センター)
- 7日 南小学校創立10周年記念行事
- 8日 市民広聴会(工業関係者対象)
上田市まちづくりシンポジウム(上田創造館、NHK解説主幹・横島庄治さんの基調講演およびパネルディスカッション)
- 9日 中国永住帰国者表敬訪問(山部聰さんほか)
- 10日 ゆとり創造シンポジウム(上田創造館)
- 14日 上田市消防団音楽隊結成20周年記念演奏会(市民会館)
- 16日 施設を見る会(～18日・市内各施設)
- 19日 市民広聴会(外国人対象)
- 24日 市民広聴会(商業関係者対象)
- 25日 上田市功績者表彰式(47人が対象)
- 26日 市民広聴会(都市・インフラ整備関係者対象)
- 28日 農業集落排水事業仁古田処理場しゅん工式(仁古田公民館)
- 29日 市民広聴会(教育関係者対象)
- 30日 西塩田・別所統合小学校造成および取付道路工事安全祈願祭(山田地籍)

市民と市長の日

1月12日(水) 午前9時～正午

市長室
(市役所3階)



固定資産税

■土地関係

- 住宅用地の課税標準の特別措置の拡充

	(現行)	(改正後)
▷小規模住宅用地(200㎡以下)	価格の1/4	→ 価格の1/6
▷一般住宅用地(200㎡以上)	価格の1/2	→ 価格の1/3
- 評価の上昇割合の高い宅地に対する暫定的な課税標準の特例措置の導入

	(現行)	(改正後)
▷評価の上昇割合の高い宅地	特例措置なし	→ 評価の上昇の程度に応じて価格の3/4～1/2
- 宅地について、よりなだらかな税負担となるような負担調整措置の実施
平成6年度～8年度の各年度分の固定資産税は、次の算式により計算されます。

$$\text{前年度の課税標準額} \times \text{負担調整率} \times \text{税率} = \text{当年度の税額}$$

区分	評価の上昇割合	負担調整率
住宅用地	3.6倍以下のもの	1.05
	3.8倍を超え、4.8倍以下のもの	1.075
	4.8倍を超え、6.75倍以下のもの	1.1
	6.75倍を超え、15倍以下のもの	1.15
	15倍を超えるもの	1.2
非住宅用地	2.4倍以下のもの	1.05
	2.4倍を超え、3.2倍以下のもの	1.075
	3.2倍を超え、4.5倍以下のもの	1.1
	4.5倍を超え、10倍以下のもの	1.15
	10倍を超え、18倍以下のもの	1.2
	18倍を超えるもの	1.25

※評価の上昇割合とは、平成6年度評価額を、原則として平成3年度評価額で除して得たものです。

■家屋関係

- 家屋の耐用年数の短縮
- 非木造の住宅・アパートの初期減価の引き下げ
(現行) (改正後)
0.9 → 0.8
- 在来分の家屋(すでに課税されている家屋)の3%減価

都市計画税

■土地関係

- 住宅用地の課税標準の特例措置を導入

	(現行)	(改正後)
▷小規模住宅用地(200㎡以下)	特例措置なし	→ 価格の1/3
▷一般住宅用地(200㎡以上)	特例措置なし	→ 価格の2/3
- 固定資産税と同様の税負担の調整措置

■家屋関係

- 固定資産税と同様の措置

土地 (住宅用地の面積: 200㎡)

平成3年度の価格 1,200万円
平成6年度の価格 4,800万円
(評価の上昇割合 = 4倍)

家屋 (昭和57年建築、木造専用住宅) (床面積 110㎡)

平成3年度の価格 517万円
平成6年度の価格 501万4,900円
※固定資産税の税率は1.4%、都市計画税は0.2%として計算

都市計画税 0.2%として計算

A4

評価替えに伴う具体的な税負担は、例えば次のようになります。

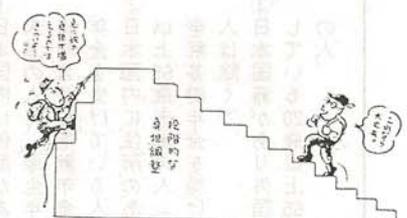
Q4

例をあげて、税負担を計算してみると、どのようにになりますか。

■平成5年度および6年度の税額

区分	平成5年度	平成6年度	伸び率	
土地	固定資産税	42,000円	45,100円	7%
	都市計画税	24,000円	25,200円	5%
家屋	固定資産税	72,300円	70,100円	△3%
	都市計画税	10,300円	10,000円	△3%
合計	148,600円	150,400円	0.7%	

※伸び率の△はマイナスの伸び率



あなたの国民年金



国民年金イメージキャラクター
みつばちのみつる君

納めて安心明る未来

国民年金のしくみ

目的…世代間の助け合いにより、公平に年金を支給する国の社会保障制度の一つです。

運営…国

保険料…1か月10,500円（平成5年度）

年金の財源…年金額の3分の1を国が負担、3分の2を保険料で賄っています。

年金額の引き上げ…物価変動に応じて年金額がスライドするため、何十年先でも年金の価値が保障されます。

税控除…納めた保険料は「社会保険料控除」として全額所得から控除されます。

事務費…全額国が負担します。

▼問い合わせ
国民年金課
(内線1365)

20歳から60歳まで
国民全員が加入を

保険料は…

月額 **10,500円**

(平成5年度価格)

将来多くの年金を受けたい人は、
付加保険料(月額400円)を納めることもできます。

「人生八十年時代」といわれる現代、国民年金制度の役割はますます重要となっております。だれもが必ず迎える老後を乗り豊かなものにするため、また、いつ起こるかかわからないけがや病気に備えるために、みんなが支え合う制度——それが国民年金制度です。



上乗せの年金 →

国民年金基金

厚生年金・共済組合

国民年金(基礎年金) →

自営業者
第1号被保険者

サラリーマン
第2号被保険者

サラリーマンの妻
第3号被保険者

自営業の人とその家族、夫に扶養されていない妻、勤め先に年金制度のない人、学生など

厚生年金や共済組合の被保険者(サラリーマン)、船員

サラリーマン(厚生年金、共済組合の被保険者)に扶養されている妻

国民年金基金制度

掛け金
掛け金は加入年齢と年金種類、加入人数に応じて決定。上限は月額68000円
加入できる人
満20歳から59歳までの第一号被保険者

第1号被保険者は任意加入できます

第一号被保険者で次の条件を満たす人は、任意で加入することができます。

- ① 日本国内に住所がある60歳未満の人で、厚生年金や共済組合から老齢年金や退職年金を受けている人。
- ② 日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人(ただし老齢基礎年金を受けている人は除く)。
- ③ 日本国籍があり外国に居住している20歳以上65歳未満の人。



65歳からは老齢基礎年金が

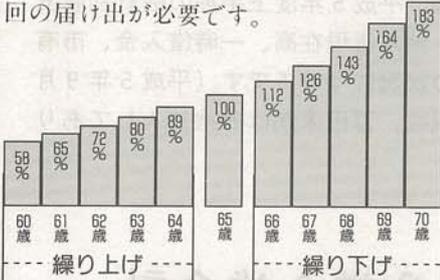
保険料納付は口座振替で 手続きに必要なもの ①預金通帳②届け出印③保険料納付書
金融機関にある申込用紙で手続きをしてください。



国民年金は請求してはじめてもらえます

年金を受けられるようになって、実際に受け取るための一定の手続きをしなければ支給されません。

また、継続して受けるためには、年1回の届け出が必要です。



届け出を忘れると、将来年金を受けられなくなる場合もあります。ご注意ください。

印鑑、年金手帳のほかに添付書類が必要な場合がありますので、届け出をする前に窓口で確認してください。

届出	必要なもの	届出に必要なもの
加入のとき	会社をやめたとき 20歳になって初めて加入するとき	印鑑手帳・印鑑 印鑑
加入中	種別が変わるとき 会社へ入ったとき	年金手帳・健康保険証・配偶者の年金手帳・印鑑 年金手帳・印鑑
年金給中	住所・氏名が変わったとき 手帳をなくしたとき 老齢年金受給権者の住所・氏名・支払機関の変更 国民年金証書をなくしたとき	年金手帳・印鑑 印鑑 住所・氏名・支払機関変更届 印鑑 印鑑
福祉年金給中	住所が変わったとき 郵便局や印鑑を 変えるとき 国民年金証書をなくしたとき 年金を引き続き受けるためには	国民年金証書 印鑑 印鑑 福祉年金所得状況届 ※届出時に送付されます

40年間...

保険料は20歳から60歳まで納めることに

未納にしていると、将来の老齢基礎年金のほか、障害基礎年金や、遺族基礎年金も受けられない場合も。忘れずに保険料は納めましょう。

■ 保険料を納められないとき...

次のような人が保険料を免除されます。

- ①所得が少なく、生活に困っている人。
- ②病气やけがなどで経済的に困った人。
- ③失業や営業不振などで保険料を納めることに困っている人。
- ④学生本人に収入がなく、親元の所得が定める基準額を下回る人。

※免除期間の年金額は、通常の3分の1になります。免除を受けた期間の保険料は、過去10年以内に限りさかのぼって納められます。追納すると年金額も通常に戻ります。



年金は世代間の助け合い



届出忘れずに

「基礎年金」は3種類が

老齢基礎年金・遺族基礎年金・障害基礎年金

■ 老齢基礎年金

国民年金に25年以上加入した人が六十五歳から受けられます。

▽年金額 七十三万七千三百円

年金額は、保険料を納めた期間をもとに計算されます。下記の計算式で、金額は四十年間(加入可能年数)すべて保険料を納めた人の場合です。

$$737,300円 \times \frac{\text{保険料を納めた月数} + \text{保険料を免除された期間} \times 1/3}{\text{加入可能年数}(40) \times 12}$$

■ 遺族基礎年金

国民年金加入者や老齢基礎年金を受けられる資格期間のある人が亡くなったとき、子のある妻や子が受けられます。

■ 障害基礎年金

加入者が病气やけががもとで、定められた障害状態になったとき受けられます。

▽年金額 一級障害九十二万一千六百円、二級障害七十三万七千三百円(子の人数によって加算)

3つの独自給付があります

■ 付加年金

付加保険料(月額400円)を納めている人は、老齢基礎年金に上乗せして、付加年金が受けられます。

▷年金額 200円×付加保険料納付月数

■ 寡婦年金

老齢基礎年金を受けないで亡くなったとき、妻(婚姻期間10年以上)に60歳から65歳になるまで支給されます。

▷年金額 夫の老齢基礎年金額×3/4

■ 死亡一時金

保険料を3年以上納めた人が、どの年金も受けずに亡くなったとき、遺族に支給されます。

▷支給額 保険料納付月数によって10万円~20万円

12万市民の家計簿

平成5年度上半期(4月~9月)

一般会計

歳入

予算現額	374億3,973万円
収入済額	138億4,314万円
収入率	37.0%

その他	48億7,940万円 (36.2%)
県支出金	17億8,601万円 (15.6%)
諸収入	20億2,787万円 (7.3%)
国庫支出金	27億4,122万円 (26.6%)
地方交付税	37億5,000万円 (63.4%)
市債	57億7,040万円 (1.6%)
市税	164億8,483万円 (51.3%)

予算額に対する収入率(上)と執行率(下)のグラフ

*市債、国庫支出金などには、前年度繰越明許費繰越額を含む

歳出

予算現額	374億3,973万円
支出済額	134億1,248万円
執行率	35.8%

その他	37億8,167万円 (67.5%)
衛生費	24億1,337万円 (44.6%)
公債費	30億3,138万円 (49.3%)
農林水産業費	31億1,055万円 (25.9%)
総務費	38億6,008万円 (39.7%)
教育費	54億8,569万円 (30.4%)
民生費	66億2,581万円 (35.6%)
土木費	91億3,118万円 (21.0%)

*土木費、農林水産業費などには、前年度繰越明許費繰越額を含む

特別会計

会計名	予算現額	収入済額	支出済額
土地取得事業	9億9,609万円	4,596万円	6,445万円
塩田有線放送 電話事業	5,080万円	2,194万円	2,394万円
国民健康保険事業	51億2,347万円	20億9,988万円	19億2,614万円
交通災害共済事業	4,815万円	4,986万円	1,392万円
福祉事業 センター事業	1億1,338万円	4,185万円	4,872万円
老人保健事業	64億6,379万円	26億7,241万円	28億5,556万円
農業集落排水事業	22億6,859万円	9,439万円	2億7,530万円
同和地区住宅新築 資金等貸付事業	3億2,530万円	8,724万円	1億2,906万円
公共下水道事業	39億5,279万円	5億3,96万円	10億6,886万円
合計	193億4,236万円	56億1,749万円	63億5,595万円

市では、皆さんに財政状況を理解していただくため、毎年上半期と下半期の2回、定期的に内容をお知らせしています。今回は、平成5年度上半期の会計別収支状況、地方債現在高、一時借入金、市有財産の状況についてです。(平成5年9月30日現在。万円未満は四捨五入してあります)

公営企業会計

※収益的 収支	企業名	収入	支出
		(予算現額) (収入済額)	(予算現額) (支出済額)
	産院事業	2億7,656万円	2億7,656万円
		1億5,442万円	1億2,080万円
	水道事業	17億6,572万円	17億6,177万円
		8億9,166万円	8億1,591万円

※資本的 収支	企業名	収入	支出
		(予算現額) (収入済額)	(予算現額) (支出済額)
	産院事業	692万円	3,248万円
		0	2,368万円
	水道事業	7億9,683万円	12億2,013万円
		3,013万円	2億9,029万円

※収益的収支

事業の経常的な経営活動の収入支出を示すもの。

※資本的収支

将来の経営活動に備えて行う建設改良、現在の経営活動に用いられている施設にかかる企業債償還金などの収入支出を示すもの。

地方債現在高

一般会計	234億6,575万円
特別会計	142億4,021万円
(合計)	377億5,96万円

一時借入金

0円

市有財産

積立金	67億7,309万円	山林	1,669万5,143㎡
有価証券	5,879万円	住宅	
土地	190万5,581㎡	(敷地)	21万8,299㎡
建物	28万7,729㎡	(建物)	6万2,053㎡

1. 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(5.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	3年度の人件費率
4年度	120,149人	35,502,544千円	374,357千円	6,339,422千円	17.9%	20.5%

(注)人件費には、特別職に支給される給料、報酬額を含みます。

2. 職員給与費の状況(一般会計予算)

区分	職員数 A	給与				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤奨手当	計 B	
5年度	873人	3,025,388千円	440,562千円	1,499,972千円	4,965,922千円	5,688千円

(注)1.職員手当には退職手当を含みません。2.給与費は当初予算に計上された額です。

3. 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(5年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
上田市	297,640円	345,036円	39.05歳	263,680円	288,824円	39.02歳
長野県	295,969円	339,978円	37.10歳	290,452円	329,175円	42.09歳

4. 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区分	上田市	長野県	国	
				決定初任給
一般行政職	大学卒	167,800円	167,800円	161,400~175,300円
	高校卒	136,200円	136,200円	131,900円
	職制上の段階、職務の級等による加算措置	有	有	有

5. 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(5年4月1日現在)

区分	経験年数	経験年数	経験年数	
				7年以上10年未満
一般行政職	大学卒	234,833円	280,626円	314,148円
	高校卒	188,560円	221,536円	276,200円
技能労務職	高校卒	189,466円	208,890円	258,646円

6. 一般行政職の級別職員数の状況(5年4月1日現在)

国の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級	計
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級		
標準的な職務内容	主事 技師	比較的高度の知識経験を必要とする業務を行う主事・技師	高度の知識経験を必要とする業務を行う主事・技師	主任	係長 主査	1.課長補佐 2.複雑困難な業務を行う係長・主査	1.課長 2.複雑困難な業務を行う課長補佐	複雑困難な業務を行う課長	部長	複雑困難な業務を行う部長		
職員数	15人	43人	130人	89人	182人	112人	54人	10人	8人	3人	646人	
構成比	2.3%	6.7%	20.1%	13.8%	28.2%	17.3%	8.4%	1.5%	1.2%	0.5%	100%	
参考	1年前の構成比	2.6%	6.8%	21.3%	13.8%	26.0%	17.9%	8.7%	1.2%	1.5%	100%	

(注)1.上田市の給与条例に基づく給料表の級別の職員数です。2.標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

7. 職員手当の状況

区分	上田市		長野県		国	
	期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当	期末手当	勤奨手当
退職手当	6月期	1.6	6月期	1.6	6月期	1.6
	12月期	2.1	12月期	2.1	12月期	2.1
	3月期	0.55	3月期	0.55	3月期	0.55
	計	4.25	計	4.25	計	4.25
退職時特別昇給	原則1号停	有	原則1号停	有	原則1号停	有
	特例給料月額制度	有	特例給料月額制度	有	特例給料月額制度	有
	その他の加算措置	有	その他の加算措置	有	その他の加算措置	有
	退職時特別昇給	有	退職時特別昇給	有	退職時特別昇給	有

区分	全職種
職員全体に占める手当支給職員の割合	36.4%
支給対象職員1人当たり平均支給年額	47,179円
手当の種類(手当数)	28種
支給額の多い手当	衛生作業従事手当、公園動物飼育従事手当、行路死病人取扱作業手当
多くの職員に支給されている手当	給食作業従事手当、市税事務従事手当、塵介処理作業従事手当



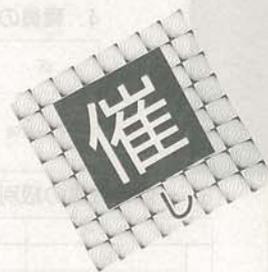
時間外勤務手当	4年度	支給総額	
		職員1人当たり支給年額	129,448千円
3年度	支給総額	119,445千円	
	職員1人当たり支給年額	128千円	

(5年4月1日現在)

区分	内容	国の制度と異なる内容
扶養手当	配偶者 16,000円 配偶者以外の扶養親族2人まで それぞれ 5,500円 その他の扶養親族1人につき 1,000円	同
住居手当	借家又は借間に居住し、一定額を超える家賃等を支払っている職員及び自宅居住職員に支給されます。	同
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員に支給されます。	交通用具利用者の最高支給限度額 16,280円(国20,900円)

8. 昇給期間短縮の状況

区分	合計	一般行政職	技能労務職	
4年度	職員数(A)	823人	646人	177人
	普通昇給期間(12~24月)を短縮して昇給した職員数(B)	30人	23人	7人
	比率(B)/(A)	3.7%	3.6%	4.0%



県民文化会館で手作りカレンダー展

県内の養護学校の生徒の作品を紹介する「手作りカレンダー展」が開かれます。

▽とき 1月4日(火)～同16日(月)

▽ところ 県民文化会館(長野市)▽内容 県内の養護学校生徒の修学旅行の思い出や身近な自然を描いた作品の展示 ▽入場料 無料 ▽問い合わせ 県民文化会館(☎0262260008)

1月もぜひどうぞ 上田創造館ガイド

上田創造館では、1月も各種催しⅡ下表Ⅱを用意して来館をお待ちしています。

なお、「親子パソコン教室」(初級)は1月5日(水)午前9時から、一般(成人)パソコン教

■上田創造館 1月の催し

催し名	とき	ところ	内容	その他
プラネタリウム 特別投影	1月5日 水～9日 日 午後1時30分、3時	プラネタリウム室(4階)	「冬の星空と私たちの地球」	1月8日土は第2土曜日のため 上下小地域の小・中学生親子は無料
親子映画教室	1月5日水、6日木 午前10時、午後2時30分	視聴覚室(3階)	「金色の足あと」「木龍うるし」	参加無料
プラネタリウムで冬の星座をさがそう	1月6日 木、7日 金 午前10時	プラネタリウム室(4階)		参加無料
「虫たちの一生」～チョウの一生～(第2土曜日学習)施設活用	1月8日 土 午前10時	第1科学実験室(4階)	ビデオを見ながら学習	参加無料
星空観望会	1月15日 土 午後7時30分	天体観測室(屋上)		参加無料(小・中学生以下は保護者同伴で)
第8回 親子パソコン教室(初級)	1月8日 土 午前9時30分	パソコン教室(2階)	キーボードの扱い方からグラフィックス、簡単なプログラム作成	対象は小学4年～中学3年まで(上下小地域の親子)。1月5日水より受け付け
第6回 一般(成人)パソコン教室(初級)	1月22日 土、23日 日 午前9時	パソコン教室(2階)	同上	対象は18歳以上で受講料500円、1月16日日より受け付け

室(初級)は1月16日(日)午前9時からそれぞれ受け付けます。ご注意ください。

▽問い合わせ・申し込み 上田創造館(☎221111)



1月も楽しい催しがいっぱい

職業訓練指導員の「免許取得講習会」

▽受講資格 ①1級または単1級の技能検定合格者②関連学科卒業後、大学卒2年、短大卒4年、高校卒7年以上の実務経験を有する者 ▽期間 1月24日(日)から同29日(土)までの6日間。時間は午前9時から午後5時まで

▽会場 上下高等職業訓練校(天神2-4-55)▽申し込み 12月20日(月)から1月14日(金)までに上下高等職業訓練校(☎22666)へ

北向観音 臨時電車を運行

上田交通では、12月31日の深夜から元旦にかけて、次のとおり臨時電車を運行します。ご利用ください。

下り(別所温泉行き)		上り(上田行き)	
上田発	別所温泉着	別所温泉発	上田着
22:50	23:17	22:13 (下之郷発)	22:28
23:28	23:57	22:52	23:19
0:30	0:59	23:30	23:59
1:44	2:13	0:16	0:45
2:44	3:13	1:20	1:49
3:18	3:47	1:46 (下之郷行き)	1:59
		2:21	2:49
3:55	4:24	3:20	3:49
4:40	5:09	3:57	4:27

元旦の千曲川(今年)



技能こそ生きる道 障害者職業訓練生

国立・県営の愛知障害者職業能力開発校では、障害者職業訓練生を次のとおり募集しています。

▽募集職種 情報技術系・事

務印刷系・製図系・服飾縫製系・手工業系(印章彫刻科・園芸科)

▽訓練期間 一年 ▽応募資格 義務教育修了以上(ただし情報技術系は高卒程度の学力必要)の障害者で、障害が固定し寮生活等団体生活ができる者

▽入校日 6年4月7日(木) ▽入校相談日 毎月第2・4水曜日 ▽受講料 無料 ▽特典

職業安定所の指示を受けて入校すると訓練手当等が支給されます。 ▽申し込み・問い合わせ

上田公共職業安定所(☎226363)または愛知障害者職業能力開発校(愛知県宝飯郡一宮町・☎053392102)

南の島で国際交流 小3以上の参加者

(財)国際青少年研修協会では、在日アメリカ人小学生が参加する「ちびっこ探険学校ヨロン島」の参加者を募集します。

▽とき 3月26日(土)から4月2日(土)まで ▽ところ 鹿児島県大島郡与論町 ▽定員 日本人小学生360人(3年生以上)、アメリカ人小学生100人

▽内容 島内探険、砂糖作り、ハリー船大会など ▽申し込み (財)国際青少年研修協会(☎031335918421)

秋の叙勲と褒章 5人が晴れの受章

政府は、平成五年秋の叙勲受章者(十一月三日付け)と褒章受章者(同二日付け)を発表しました。上田市では五人が晴れの受章に輝きました。(敬称略)

■勲三等旭日中綬章

▽沢路雅夫(73・新田) 信州大学名誉教授

▽若林和正(73・中野) 信州大学名誉教授

■勲六等单光旭日章
▽小林軍平(60・新屋) 元上田

地域広域行政事務組合消防司令長

■藍綬褒章

▽保刈定美(67・大手町) 元上田商工会議所副会頭

▽森達夫(65・松尾町) 県医師会長

市功績者表彰

47人が喜びの受賞

平成五年度上田市功績者表彰式が十一月二十五日、市役所六階大会議室で行われ、四十七人が受賞されました。(敬称略)

■自治功績

▽小山富子(75・踏入) ▽諏訪たけ(75・踏入) ▽田中キイ(78・下紺屋町) ▽中山キヨ子(71・中常田) ▽樋口スミ(73・愛宕町) ▽宮島栄一(62・北天神町)

■教育・文化功績

▽大石治(69・松尾町) ▽河野信良(63・諏訪形) ▽滝沢甫(95・新町) ▽龍野常重(79・石神) ▽中島やすい(85・緑が丘北) ▽花里吉見(74・北天神町) ▽山本あさ枝(74・中常田)

■社会功績

▽足立秋雄(76・上塩尻) ▽上野正信(68・半過) ▽川上勇(75・町吉田) ▽小出一則(63・

中吉田) ▽四條制(65・踏入) ▽関清人(75・石神) ▽滝沢明(70・御所) ▽西沢清志(73・染屋) ▽松尾智子(69・下常田) ▽宮下美生(65・下紺屋町)

■産業功績

▽合葉善泰(60・西野竹) ▽青木太雄(62・緑が丘北) ▽遠藤猛(63・岡) ▽金沢五郎(61・岩清水) ▽柄沢光男(63・大日木) ▽久保田高冬(60・下室賀) ▽小林勝海(71・小牧) ▽小山保良(61・院内) ▽近藤幹雄(61・北常田) ▽真山喜登子(74・下紺屋町) ▽城田博志(61・南天神町) ▽滝沢昌忠(61・大手町) ▽竹田和夫(60・御所) ▽手塚



市役所で行われた表彰式

林平(60・下本郷) ▽中沢美知子(68・秋和) ▽名塚作治(61・泉平) ▽堀田正五(67・新田) ▽堀内昭平(66・下小島) ▽松川博(71・吉田) ▽松本嘉泰(69・上房山) ▽宮本昭夫(64・下川原柳町) ▽村田伸子(61・長島) ▽山岸義雄(68・三好町) ▽堀内城三郎(62・上川原柳町)

郵政省からのお願い
年賀状は、できるだけ12月24日ごろまでに
お出してください。

年末の交通安全運動 ～12月31日



冬道、

←凍結・積雪のシーズンです。特に若年層と女性のドライバーが増えています。「急」のつく操作は避けて



自信ありますか！

スピード十分落として

上田市内の交通事故は、昨年に比べると、死者は大幅な減少傾向にあります。交通事故全体では、

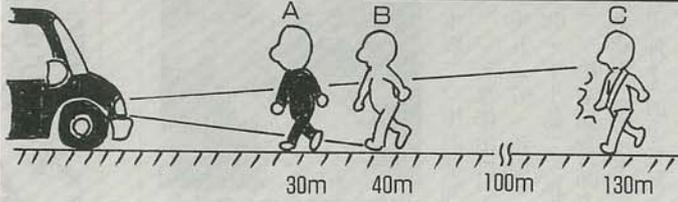
- ▽高齢者事故
- ▽歩行者事故
- ▽交差点での出会頭衝突事故

が多発し、またこれらの事故の第一原因となっているのは若年者と女性のドライバーが一番多く、凍結・積雪のシーズンを目前にますます拍車がかかることが懸念されます。さて、皆さんは、この冬を安全運転する自信がありますか。スパイクタイヤが禁止され、スタッドレスタイヤを使用されるようになりましたが、冬道での運転方法は、危険を早く発見予知することが大切で、そのためには、速度を

十分落とし、車間距離も十分とることが基本です。ポイントには、「急」のつく操作は避け、あくまでも「ソフト」に操作するのがコツ。
 ▼発進時は、アクセルをジワーと踏んでタイヤを空回りさせない
 ▼制動時は、「ソフトブレーキ」操作を身につけ、最後までタイヤは、転がして止める
 ▼積雪路では、スピードを徐々にコントロールし、急激な速度ムラを生じさせない
 ▼ことが重要です。
 気をひきしめて、この冬を無事故・無違反で過ごしましょう。

知ってますか… 自動車のライト

- 夜、車から歩行者が発見できる距離
- A…黒っぽい服装の歩行者
- B…白っぽい色の服装の歩行者
- C…夜光反射材をつけた歩行者



「交通安全ホスター」の入選者が決まりました

市で8月に募集した交通安全運動ホスターの入選者が次のとおり決まりました。(敬称略)
 ▼最優秀賞 金森夕香(塩尻小6年)
 ▼優秀賞 世古臣志(中塩田小6年)、足立健太(塩尻小6年)
 ▼佳作 山口茜(中塩田小5年)、水野真澄(中塩田小6年)、本多尚子(塩尻小6年)、坂井和昭(同6年)、清水文雄(同6年)、梶川陽子(同6年)

1月の相談

相談名	日時	会場など
法律相談 (予約制)	1月14日(金) 13:30~15:30	市役所 生活環境課 (南庁舎3階) (内線1389)
	1月28日(金) 13:30~15:30	
人権・悩みごと相談	1月6日(木) 13:00~16:00	市役所 ☎2241000
土地建物相談	1月13日(木) 13:00~16:00	
農地問題相談	1月4日(火) 8:30~17:00	農業委員会 (本庁舎2階)
行政相談	1月10日(月) 10:00~15:00	西武デパート
心配ごと相談	毎週火曜日 10:00~15:00	社会福祉協議会 (☎272025)
法律相談	1月22日(土) 10:00~正午	上田商工会議所 (☎224500)
法律相談 (予約制)	1月19日(水) 13:30~15:00	
保険年金相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	市役所 生活環境課 (南庁舎3階)
市民相談 消費生活相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	
児童相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	児童保育課 (☎232000)
母子相談	毎週月~金曜日 9:00~16:00	児童保育課 (内線1636)
子育て相談	毎週月~土曜日 8:30~19:30 (土曜日は12:30)	東部保育園 保育センター (☎263096)

今月の納税

納期限は12月27日(月)

- 固定資産税 3期
- 都市計画税
- 国民健康保険税 6期

便利で確実な口座振替のご利用を

ご協力ください！ 骨髄バンクの登録

白血病、再生不良性貧血、先天性免疫不全症などの難病は、有効な治療法がなく治りにくい病気とされてきましたが、骨髄移植という治療法により、これらの病気で苦しむ人が健康を取り戻せます。少しでも多くの患者さんの命を助けるために、骨髄バンクへの登録をお願いします。

詳しくは、上田保健所(☎231260)か県庁保健予防課(☎2260)

0262-7146へ。



「中小企業退職金共済補助金の申請」

中小企業退職金共済制度は、国の援助によって退職した従業員へ退職金が支払われるものです。この制度に加入している事業主の皆さんには、市からも掛け金の一部を補助してあります。

で、次により申請書を提出してください。

- ▽対象者 平成2年2月以降の加入者で今年1月から12月までに掛け金を納付した事業主
- ▽提出期間 1月7日(金)から同日(木)まで
- ▽提出先 労政課(内線1412)

12月からパートタイム労働法が施行

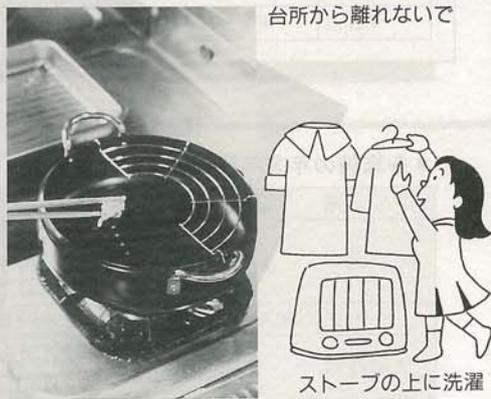
「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(「パートタイム労働法」)が、12月1日(水)

から施行されました。

これは、近年パートタイム労働者が増えるなかで、必ずしも雇用管理などが万全でないことから、職業能力の有効発揮や福祉の増進を図るのがねらい。パートタイム労働法に基づいて、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」が近く策定され、就業規則の整備、賃金・賞与・退職金の均衡等の配慮、適法な雇用保険の適用などが盛り込まれることとなります。

詳しくは、長野婦人少年室(☎0262-7817)へ。

年の瀬「火の用心」



- ▷大掃除のごみや庭の小枝・落ち葉を外で燃やすときは、必ず消火用の水バケツの用意を。
- ▷ガスこんろの火をとかく忘れがちです。台所から離れないようにしましょう。

健康

い
ち
ばん



●小林祐介くん
(1歳5か月・染屋)
「電車のおもちゃでよく遊びます。何でも食べ、お風呂も大好き。よく動くので着せ替えが大変」と母の圭子さん

保健ガイド

保健予防課 (内線 1374)

■1月の乳幼児健康診査

▷受付時間 いずれも午後1時～2時 ▷持ち物
母子健康手帳、バスタオル(4・10か月児)、歯ブラシ(1歳6か月児)。1歳6か月児は、赤ちゃん手帳の中にある健康診査票に記入してお持ちください。3歳児の健康診査票は、様式が変わりました。また、視聴覚検査のアンケートも加わりましたので用紙をお送りします。ご記入のうえ健康診査にお出かけください。

■保健センター(市役所南庁舎2階)

健 診	実施日	生 年 月 日
4 か 月	1月11日	5. 8. 16～8. 31
	1月27日	5. 9. 1～9. 15
10 か 月	1月13日	5. 2. 16～2. 28
	1月18日	5. 3. 1～3. 15
1歳6か月	1月12日	4. 6. 16～6. 30
	1月19日	4. 7. 1～7. 15
3 歳	1月14日	2. 12. 1～12. 15
	1月24日	2. 12. 16～12. 31

■塩田母子健康センター(塩田地区)

4 か 月	1月28日	5. 8. 16～9. 15
10 か 月		5. 2. 16～3. 15
1歳6か月	1月21日	4. 5. 16～7. 15

■川西社会福祉センター(川西地区)

4 か 月	1月31日	5. 8. 16～9. 15
10 か 月		5. 2. 16～3. 15
1歳6か月		4. 6. 16～7. 15

年末年始
の
ごみ収集

ルール、きちんと…ネ

クリーンセンター ☎220666

	収 集	持ち込みの受け付け
12月23日(木) (天皇誕生日)	通常の木曜日地区のみ収集 (特別収集)	午前8時30分～11時45分 午後1時～4時
29日(水)	通常の水曜日地区のみ収集 (特別収集)	午前8時30分～11時45分 午後1時～4時
30日(木)	通常の木曜日地区のみ収集 (特別収集)	午前8時30分～11時45分 午後1時～4時
31日(金)	休 み	直接持ち込みのみ受け付けます 午前8時30分～11時45分
1月1日(土)		
2日(日)	休 み	休 み
3日(月)		
4日(火)	平常とおり収集	平常とおり受け付け

市役所・
各施設など

年末年始 の休業日

■市役所(豊殿・塩田・川西支所)

12月29日(水)から1月3日(月)まで休みになります。なお、戸籍の届け出(出生・死亡など)は、市役所宿直室(本庁舎西側)で扱います。

■水道修理

水道管の凍結など水道事故は、市役所宿直室(☎24100)へご連絡ください。

■トイレのくみ取り

12月30日(木)から1月3日(月)まで休みになります。12月23日(木)は操業します。例年、年末になるとトイレのくみ取りが集中し、ご希望の日にお伺いできない場合がありますので、できるだけ1月に延ばすようお願いいたします。

■各施設の年末年始の休業日

施 設 名	休 業 日
図 書 館	12月26日～1月5日 (期間中の返却は返却ポストへ)
市民の森スケート場 (火 葬)	12月29日～1月1日
大星斎場 (ペット火葬)	12月31日午後～1月2日 12月30日～1月3日
博物館、山本鼎記念館、信濃国分寺資料館、塩田の館、働く婦人の家、サン・ワーク上田、高齢者福祉センター、観光会館、児童館・児童センター、解放会館 市民会館、上田創造館、文化センター、各公民館、勤労青少年ホーム、福祉会館、産院(1月2日は緊急当番医) 乳児院、点字図書館	12月29日～1月3日 (デイ・サービスセンターは12月29日～1月4日、相楽閣は12月30日～1月4日)
アクアプラザ上田(1月1日は営業)	12月28日～31日

総合診療施設へ全面的整備

厚生省、基本構想案提示

国立東信病院の統合問題で十二月二日、国（厚生省）、県、上田市、上山田町の四者による会談が長野市で行われ、長野病院の後療の確保と統合病院の建設について合意しました。これを受け、厚生省は十二月九日上田市ほか関係者に対し、統合病院整備のための基本構想案を提示しました。これにより、統合問題は山を越え、新病院の建設に向け大きく踏み出すことになりました。

「後医療」「統合」で合意

四者会談での後医療（長野病院の統合後の医療）の確保策の検討は、六月以来半年間にわたり紆余曲折しましたが、最終的には更地地区の要望を上田市が受け入れることで事態の打開が図られました。

合意内容は、

- ▽後医療は公的医療機関に依頼する。
- ▽現在の医療機能を継続する。

病床数420、診療科22に

厚生省が提示した長野・東信統合病院の基本構想案は次のとおりです。

* 1

基本方針 国立長野病院と国立東信病院を統合し、長野県域を主たる診療圏として高度の総合的診療を行うとともに看護婦等医療従事者の養成及び研修を行う施設として整備する。

2 概要 (1) 病床規模 病床数 420

床（予定・現310床） (2) 主たる機能

〈診療〉①がんに対する医療—がん診療の中核施設として、高度かつ集学的診療機能を整備する。

②救急医療—心疾患を中心とする循環器病を対象に高度の救急医療を行う。

③難病医療—膠原病・リウマチ等の難病を対象とした専門医療を行う。

④周産期医療—周産期医療等にかかる母子医療を行う。

⑤その他—へき地医療（中核病院としてのへき地医療）〈研修〉地域医療研修センターを設置し、長野県北部（東信・北信）の各種医療従事者の卒後研修及び生涯研修を行う。

(3) 診療科 22診療科（現14診療科）—内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産科、婦人科（現産婦人科）、眼科、耳鼻いんこう科、理学診療科、放射線科、歯科、麻酔科（注）歯科については入院患者に対応するためのものである。

※大字の診療科が新設予定

* この構想案は、市が医療問題研究委員会、医療協議会の協議を踏まえ、市議会特別委員会とともに国に要望してきた内容を反映したものとなっています。

市はこの構想の提示を受け、今後医療協議会の場で細部にわたり検討を行い、併せて年度内の早期着工を求めていきます。

▽問い合わせ 医療担当（内線1380）